

半田市子ども医療費の助成に関する条例及び半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第八号

半田市子ども医療費の助成に関する条例及び半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市子ども医療費の助成に関する条例（昭和五十八年半田市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号から第六号を削る。

第四条第一項中「医療費の支給」を「子ども医療費の支給」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「医療費」を「子ども医療費」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第一項中「（以下「医療保険自己負担額」という。）」、「（以下「医療費」という）」及び「ただし、中学生及び高校生等の通院に係る医療が行われた場合においては、医療保険自己負担額に三分の二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を医療費として助成する。」を削り、同条第三項及び第四項中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第六条及び第七条中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第八条第一項中「子どもの医療費」を「子ども医療費」に、「医療費」を「子ども医療費」に、「医療費の額」を「子ども医療費の額」に改め、同条第二項中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第九条中「医療費」を「子ども医療費」に改める。

第二条 半田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和元年半田市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。